

令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務

(2) 委託業務の目的

高知県中小企業高度化資金等の現在事業を行っていない貸付先の延滞債権について、回収業務をより専門的な知見を有する債権回収会社に委託することで、未収債権回収の最大化を図ることを目的とします。

(3) 委託業務の内容

別途定める「令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務に関する仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託期間は、委託契約締結の日から令和7年3月31日まで。

2 見積限度額

4,254千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書及び企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業者は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の許可及び第 12 条ただし書の承認を受けており、第 23 条の改善命令を現に受けていないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を許諾された者、もしくはその他個人情報保護に関する認証を取得している者であること。
- (9) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

※(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望するものは、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和 6 年 8 月 16 日(金)までに高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備がある等のときは、入札参加資格が与えられない場合がある。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル募集の日、プロポーザルの件名及審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出ること。

<競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先>

所在地 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

TEL 088-823-9788 FAX 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

6 質疑と回答

質疑は、別紙様式 1 により、令和 6 年 8 月 9 日(金)までに電子メールで受け付けます。電子メール送信後に必ず電話により着信を確認するしてください。

質疑と回答の内容は、高知県商工労働部経営支援課ホームページに掲載します。

受付期限 令和 6 年 8 月 9 日(金) 正午まで

回答日 令和 6 年 8 月 14 日(水) (予定)

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザル参加を希望する事業者は、別紙様式2に資格要件の確認書類を添えて申し込んでください。

申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
プロポーザル参加申込書（別紙様式2）	A4縦	1部
資格要件確認書（別紙様式3）	A4縦	1部
法人等概要書（別紙様式4）	A4縦	1部
企画提案者の業務実績（別紙様式5）	A4縦	1部
企画提案者の業務実績（詳細）（別紙様式6）	A4縦	1部
納税証明書（消費税及び地方消費税、都道府県税） （申請日から3ヶ月以内に発行されたもの） ※高知県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は提出不要	—	各1部
法務大臣の債権管理回収業に係る認可証の写し （債権管理回収業に関する特別措置法第3条）	—	1部
法務大臣による債権調査業務（居所確認、担保、保証人調査）に係る認可証の写し （債権管理回収業に関する特別措置法第12条）	—	1部
プライバシーマーク付与認定通知書の写しもしくは、その他個人情報保護に関する認証又は認定が分かる書類	—	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール

※電子メールの場合は、必ず電話により着信を確認してください。

② 提出期限

令和6年8月21日（水）午後3時（必着）

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号

高知県 商工労働部 経営支援課

担当者 長野（ちょうの）、山川

T E L 088-823-9905
E-mail 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県商工労働部経営支援課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年8月21日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別途定める「令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

審査結果は、令和6年9月5日(木)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

<高知県情報公開条例>

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

11 日程

令和6年8月5日(月)		募集開始
令和6年8月9日(金)	正午必着	質疑書提出締切
令和6年8月14日(水)		質疑書への回答をホームページに掲載
令和6年8月21日(水)	午後3時必着	参加申込及び資格確認書類提出締切
令和6年8月26日(月)	午後3時必着	企画提案書提出締切
令和6年9月2日(月)		審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年9月5日(木)		審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類に非開示を希望する情報がある場合は、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式7により提出してください。

開示・非開示の判断は別紙様式7に基づき行うものではなく、別紙様式7を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

<高知県情報公開条例>

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県 商工労働部 経営支援課
担当者 長野（ちょうの）、山川
T E L 088-823-9905
E-mail 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

14 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になることがあります。
 - ① 提出書類に不備や虚偽があった場合若しくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員会の審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 公示以降において、県の組織や人事の異動にともなう変更があった場合は、関係書類の提出先や問い合わせ先は、その事務を引き継いだ組織及び担当者となります。